

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名:大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業

「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業 実施方針等」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	2 12 17	第1章 第2章	1 6	(6) (3)(4)	特定事業の概要 参加資格要件	①事業期間が長期間(R17.3月末予定)なのですが途中での技術者の変更は可能ですか。 ②工事期間(R9.3月末)と維持管理期間(R9.4月～事業完了)で技術者の変更は可能ですか。	要求水準書第2章1(4)1)1又は第3章3(4)1)に記載する場合であって、且つ後任の配置予定技術者が第2章6(3)④又は(4)④の要件を満たす場合は、協議により変更を認める場合があります。
2	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	②特定事業の業務内容のうち、イ取替工事業務において、現地調査、地元や関係機関との調整において、大幅な仕様や構造の変更が生じた場合には、その増額費用について設計変更の対象となりますでしょうか。	契約時において想定できない事案による大幅な仕様や構造の変更については、協議により設計変更の対象とします。
3	実施方針	3	第1章	1	(6)	特定事業の概要	②特定事業の業務内容のうち、イ取替工事業務において、対象箇所はすべて既設の設置場所であり、照明設置場所の選定は発注者側で実施されたものであるため、設置場所に関して特に地元や他事業との調整は無いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 設置場所の変更は予定していません。
4	実施方針	3	第1章	1	(8)	事業期間	維持補修業務の実施開始は、いつの時点になりますでしょうか。	要求水準書第2章1(3)に記載のとおり、事業契約締結の日からとなります。
5	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	LED化対象照明の取替完了までのスケジュールについて、想定している灯具(器具)等の調達期間、現場での取り換え工事の日施工量に基づく期間(工期)設定でしょうか。 具体的な期間(工期)設定根拠をお示し下さい。	入札公告時に提示する見積参考資料を示します。
6	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	LED化対象照明の取替完了が令和9年3月末とありますが、受注者(事業者)の責によらない完了期日の延期が生じた場合、事業完了もスライドして延期(維持管理期間の延期)となるのでしょうか。	維持管理期間の延長は行いません。
7	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者への支払い	本事業を実施したことによる公的財政負担軽減額に応じた報酬は支払われないのでしょうか。	支払われません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
8	実施方針	3	第1章	1	(10)①	維持補修業務に係る対価	「非定常的な業務(補修工事業務)に係る対価については、本事業開始以前の実績に基づき予め所定の数量を計上し、毎年度末における当該年度の実績に基づき設計変更(精算)する予定である。」とありますが、予め計上する所定の数量(金額)を上回る金額を事業費として積算する必要があるため、「予め計上する所定の数量(金額)」を示していただきたい。	入札公告時に示します。
9	実施方針	4	第1章	1	(10)	事業者への支払い	②の取替工事業務は、令和9年3月末までに完了させ、その対価は、令和9年度から令和16年度までの割賦払いとされているため、資金不足が想定されます。PFI事業実施のための特別の融資制度があれば教えてください。	特別な融資制度として国が認識しているものではありません。金融機関等からプロジェクトファイナンスという借入方法での調達が一般的です。
10	実施方針	4	第1章	1	(10)	②取替工事業務に対する対価	取替工事業務にかかる対価を令和9年度から令和16年度までの間、割賦方式で支払われますが、割賦支払い時に適用される金利の指標を教えてください。	入札公告時に示します。
11	実施方針	4	第1章	1	(11)	本事業の実施に関する協定等	本事業に対して設立したSPCとの間で事業契約を締結するとありますが、同じSPCで本事業以外の契約は可能ですか。	SPCは、本事業以外の契約はできません。
12	実施方針	4	第1章	1	(13)	事業期間終了時の措置	「事業が終了する時点においても、本施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。」とありますが、具体的に要求水準書のどの項目を指しているのでしょうか。	要求水準書第1章12. をご参照ください。
13	実施方針	5	第1章	2	(2)	評価方法	VFMの評価において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の相当額は、発注者によって事前に示されるのでしょうか。	公的財政負担の軽減率等は公表予定です。軽減額は公表しません。
14	実施方針	6	第2章	1		民間事業者の募集及び選定	本事業はPFIではなく通常の賃貸借契約で行う可能性はあるでしょうか	本事業の事業方式は第1章1(7)に記載のとおりであり、他の方式への変更は想定しておりません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	今回は、SPCを設立することが前提となっていると思いますが、必ず、SPCを設立する必要があるのでしょうか。 リース方式やBOT方式で取組んだとしても、デメリットはないと思われます。 今回事業におけるSPC設立における設立経費や運営費等々を考えれば、本事業では収支が取れないです。 リース方式やBOT方式への変更等の可能性はないのでしょうか。	SPC設立の要否については、本項に記載のとおりです。 後段のご質問については、No.14の回答をご参照下さい。
16	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	SPC設立は必須でしょうか	本項に記載のとおりSPC設立は参加資格要件として必須となります
17	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	SPC設立をしない場合、どのような座組・構成で対応可能でしょうか	No.16の回答をご参照ください。
18	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	設立する特別目的会社(SPC)について 1. SPCの代表者は、代表企業の代表者でなければならないのでしょうか。 2. SPCには、建設業許可及び電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業の許可は必要ないのでしょうか。 3. 外部委託できない、SPCの社員が直接実施しなければならない業務は、近畿地方整備局との契約事務、応募者グループ企業との契約事務及び会社法に基づく業務以外にあるのでしょうか。 4. その他、SPC設立に関する要件があれば教えてください。	1. については、本項⑤イをご参照ください。代表企業の代表取締役に限らず、社員であれば、会社法の規定を満足する限りにおいてSPCの代表者となることが可能です。 2. については、不要です。 3. については、SPCの社員が直接実施しなければならない業務については、応募者にてご検討ください。 4. については、入札公告時に示します。
19	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	応募グループ構成企業が業務の一部を委託(下請け契約)する場合の要件や制限はありますか。	応募グループの構成員が担当する業務の一部を再委託又は下請負する場合の制限は、法令等を遵守する限りにおいて、他にありません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
20	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	入札参加表明書の提出時には構成員全てを明記しとありますが、代表企業及び構成企業の2者ですべての競争参加資格を有する場合に、下請け企業として維持補修業務または取換工事業務の一部をSPCから直接委託(下請け)する下請け企業すべてを記載する必要がありますでしょうか。	ご提示の「下請け企業」が代表企業や構成企業から業務の一部を請負う場合は、入札参加表明書に記載する必要はありません。 当該「下請け企業」がSPCから直接業務を請負う場合(全部ないしは一部を問わない。)は構成員となりますので、構成員として明記するとともに、代表企業・構成企業・協力企業の別を記載してください。
21	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	応募グループの場合、構成される企業②ア～ウの企業には(3)維持補修企業の参加資格要件を満たす企業及び(4)取替工事企業の参加資格要件を満たす企業が必ず入っていないといけないでしょうか。また、参加資格(3)及び(4)の要件を満たし、事業を実施する企業は全てSPCの代表企業、構成企業、協力企業として構成員に入ることが必要でしょうか。(SPCが構成員以外の参加資格要件を満たす企業に事業の一部を発注することは可能でしょうか。)	前段の質問について、応募グループで応募する場合は、維持補修企業の参加資格要件を満たす企業と取替工事企業の参加資格要件を満たす企業が構成員として参加することが必要です。 後段の質問について、構成員には(3)及び(4)の要件を満たす企業が必ず含まれなければなりません。が、構成員から再委託ないしは下請負として業務を受託する企業は、構成員となる必要はありません。
22	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	設立するSPCの企業規模(資本金、役員等)について何らかの規定や指導が行われる可能性はありますでしょうか。(PFI事業費総額の〇%又は総合評価の評価項目など)	会社法に定める株式会社として設立することを求める予定ですが、それ以外の要件はありません。
23	実施方針	10	第2章	6	(1)	応募者の構成	「⑧代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと」とありますが応募期間中だけでよかったですでしょうか。	応募期間中(事業契約締結まで)は当該条件を満たす必要があります。 また、事業契約締結後であっても原則として、他の応募者の構成員が落札者の構成員として加わる(あるいは入替る)ことは認められません。
24	実施方針	10	第2章	6	(1)	応募者の構成	「⑧代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと」とありますが本事業を契約後、別事業が発注された場合に他のSPC代表企業、構成企業又は協力企業として参加は可能ですか。	可能です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
25	実施方針	10	第2章	6	(1)	応募者の構成	「⑧代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと」とありますが本事業を契約後、別事業が発注された場合に他のSPCに参加する場合に代表企業は不可、構成企業、協力企業のみ可となる等区分されることはありますか。	No.24の回答をご参照ください。
26	実施方針	12	第2章	6	(2)	応募者共通の参加資格要件	事業者選定後に事業実施にあたり、アドバイザー業務受託者からアドバイスを受けることが可能なのでしょうか。	アドバイザー業務受託者とご交渉ください。ただし、事業契約締結までは当該受託者とは交渉できませんので、ご注意ください。
27	実施方針	12	第2章	6	(3)	維持補修企業の参加資格要件	②の工事实績において、供用中の道路で、空港や港湾道路(道路法上の道路に該当しない道路)の工事経験は実績にならないのでしょうか。(配置予定技術者の工事経験も同じ)	実績とはなりません。
28	実施方針	13	第2章	6	(3)	維持補修企業の参加資格要件	建設業法第26条の5で「営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例」が認められていますが、本事業の配置予定技術者として営業所における専任の技術者は配置できないのでしょうか。	本項④に記載のとおり、平成15年4月21日付国総建第18号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」に該当する場合は、配置できます。
29	実施方針	17	第2章	6	(4)	取替工事企業の参加資格要件	②の工事实績において、供用中の道路で、空港や港湾道路(道路法上の道路に該当しない道路)の工事経験は実績にならないのでしょうか。(配置予定技術者の工事経験も同じ)	No.27の回答をご参照ください。
30	実施方針	17	第2章	6	(4)	取替工事企業の参加資格要件	建設業法第26条の5で「営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例」が認められていますが、本事業の配置予定技術者として営業所における専任の技術者は配置できないのでしょうか。	No.28の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
31	実施方針	21	第2章	6	(4)⑤	取替工事業務のうち、灯具等の選定・調達業務のみを実施する者の参加資格	「役務の提供等」競争参加資格を有する者であることとなっていますが、この記載はこの者はSPCの構成企業または協力企業に加える必要があるという意味でしょうか。	(4)冒頭文に記載のとおり、LED道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施するものを構成員とする場合は、①から④の要件を満たさなくても本要件を満たせば、当該構成員は本件入札に参加することができます。SPCの構成企業または協力企業に加える必要があるということではありません。
32	実施方針	全般					発注者側の担当窓口は地整本局となるような記載となっていますが、契約後の具体的な打合せなど実質的な担当窓口は大阪国道事務所になるのでしょうか。	業務の実施等に係る担当官等は、事業契約締結後に事業者へ通知します。
33	実施方針	33	別紙2			道路照明一覧	管理番号11-5-03～11-6-03までの光源(型式1)の数値の記載が抜けています。	追記した資料を入札公告時に提示します。
34	実施方針	61	別紙3		5 6	リスク分担表 金利変動リスク	事業契約締結後、特定の時期(全てのLED化完了照明の完工確認より前)に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。9年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者へ損得が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	金利の見直しは行いません。金利変動リスクの負担は、本表の通りとします。
35	実施方針	62	別紙3		11	リスク分担表 法令変更リスク	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるようにすべきではないでしょうか	協議は行いません。法令変更リスクの負担は、本表の通りとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
36	実施方針	62	別紙3		12	リスク分担表 法令変更リスク	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象としていただきますようお願い致します。	設計変更協議の対象としません。 法令変更リスクの負担は、本表の通りとします。
37	実施方針	63	別紙3		21	リスク分担表 住民運動に関するリスク	「取替工事の施工及び維持補修工事等に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするようお願い致します。	住民運動に関するリスクの負担は、本表の通りとします。
38	実施方針	64	別紙3		30	リスク分担表 環境対策リスク	近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な近隣住民等の要望活動・訴訟が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするようお願い致します。	環境対策リスクの負担は、本表の通りとします。
39	実施方針	66	別紙3		56	リスク分担表 不可抗力に起因する 契約解除	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示をお願い致します	想定については、お答えできません。
40	実施方針	66	別紙3		57	リスク分担表 法令変更に起因する 契約解除	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願い致します。	契約解除リスクの負担は、本表の通りとします。

「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業 実施方針等」に関する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	実施方針	3	第1章	1	(7)	事業方式	民間資金、ノウハウ活用を幅広く求める為にも、事業方式は費用対効果が最大となる手法を提案者で選択可能とされてははいかがでしょうか。(リースバック方式、ESCO等)	事業方式については、第1章1(7)のとおりとします。 今後の事業実施にあたってのご意見として承りました。
2	実施方針	3	第1章	1	(9)	事業スケジュール	LED化対象照明の取替完了が令和9年3月末とされていますが、事業者としては本事業完了の令和17年3月末までにLED化対象照明の取替完了させる方が、閑散期に施工できるなどの工夫ができます。	第1章1(5)に記載のとおり、令和12年までにLED等高効率照明の100%普及を目指しておりますので、実施方針に記載の通りとします。
3	実施方針	4	第1章	1	(11)	事業契約	業務内容及び想定される事業費から、SPCを設立しなくても事業を遂行することは可能な事業者もいると思われます。単独企業での参加も認められていますので、SPCの設立についても事業者の提案に委ねられてははいかがでしょうか。	SPC設立を必須としています。
4	実施方針	12	第2章	6	(3)	維持補修企業の参加資格要件	2030年までのLED照明の100%普及を目的として道路照明設備のLED化にPFI事業手法を採り入れられるのであれば、広く参加可能事業者を求めるためにも、道路照明設備の維持管理、設置の工事それぞれの実績、工事経験について、参加要件(電通チャレンジ型に準じるなど)を緩和すべきと思います。	本件で求めている参加資格要件は、従来の維持補修工事や取替工事の発注において応募者に求めている要件と同等、ないしは一部緩和しております。
5	実施方針	13	第2章	6	(3)	維持補修企業の参加資格要件	維持補修業務は単年度ごとに精算することから、単年度工事と同様と考えて、配置予定技術者の専任要件の金額を単年度で4,500万円以上の場合に専任することにできないでしょうか。	維持補修業務は、事業期間中継続して実施することから、実施方針に記載の要件のとおりとします。
6	実施方針	30	第8章	3	(1)	実施方針に関する説明会	記者発表が6月26日14時で説明会参加申込の期限が6月27日17時までと短期間でした。記者発表にも「近畿で初めての道路照明施設整備等PFI事業となります」と記載されており、説明会の申し込み期間を長く(最低でも1週間程度)していただきたいと思ます。	今後の事業実施にあたってのご意見として承りました。

「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業 要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	要求水準書(案)	1	第1章	1		要求水準の位置づけ	「事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。近畿地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。」とありますが、具体的な仕様規定や性能規定などの要求レベルを記載している箇所はどの部分になりますでしょうか。	器材等に関する仕様規定や性能規定については、第1章10. 適用基準を確認してください。 なお、本要求水準書に記載している全てを遵守して頂く必要がありますので、ご注意ください。
2	要求水準書(案)	2~3	第1章	7	(2)	本施設の概要	別紙2(道路照明一覧)は、本事業が対象とする全ての道路照明施設と理解していますが、別紙2(道路照明一覧)にはトンネル照明施設が含まれていません。しかしながら、要求水準書にはトンネル照明の維持補修に関する記載(※参照)が含まれています。本事業ではトンネル照明施設を取り扱うのか否かについてご教示いただけないでしょうか。 ※トンネル照明に関する記載箇所 ・12ページ 2.2(1)表中の業務内容(トンネル照明 清掃作業) ・17ページ 1(1)8行目の「トンネル照明」 ・21ページ 3(1)3)防災用照明器具 ・22ページ 3(1)5)トンネル用照明器具 ・25ページ 3(3)1)トンネル照明灯具	トンネル照明施設を追記した別紙2を入札公告時に提示します。 取替工事業務の対象にはトンネル照明施設は含まれませんが、維持補修業務の対象にはトンネル照明施設が含まれます。
3	要求水準書(案)	2	第1章	7	(2)	本施設の概要	別紙2(道路照明一覧)には、トンネル照明、分電盤類、共同溝附属(電気)設備類、防災用照明器具(トンネル内非常駐車帯灯器具、トンネル内非常駐車帯案内灯器具)が掲載されていませんが、これらの設備が要求水準書では維持補修の対象となっています。トンネル照明(12ページ22(1)表、17ページ1(1)、22ページ3(1)5)、25ページ3(3)1))、分電盤類(17ページ1(1))、共同溝附属(電気)設備類(17ページ1(1))、防災用照明器具(トンネル内非常駐車帯灯器具、トンネル内非常駐車帯案内灯器具 21ページ3(1)3))は本事業で取り扱うのでしょうか。本事業で取り扱うのであれば、該当設備について設備の設置路線、距離標、設備名称、電源電圧、型名等のリストを掲載していただけないでしょうか。	トンネル照明施設を追記した別紙2を入札公告時に提示します。 その他の施設については、本事業の対象外とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
4	要求水準書(案)	3	第1章	表1.3		凡例 ○	<p>①表1.3下の○印の3行目の「また、取替工事業務には、LED化対象照明を支持している照明柱(LED照明灯含む。)の建替え(79基)がある。」との記述について、照明柱の建替えについては基礎の施工の有無や交通規制の方法、電力会社の架空配電線路の保護等設計変更の要素が多いと考えられますので、設計変更の対象としていただけないでしょうか。照明柱の建替えの工事図面や数量表を入札公告時に公表していただき設計変更がし易くなるようにしていただけないでしょうか。</p> <p>②取り替える既設照明柱に交通信号機等の警察設備を共架している照明柱があるでしょうか。該当する照明柱が有る場合、警察設備の仮設・移設費用についても本事業の見積に含めるのでしょうか。それとも近畿地方整備局殿と府警との間で施工区分や当該設備の移設・仮設費用を含む整備費用のアロケーションも含めて別途協議されるのでしょうか。</p>	<p>①基礎は既設を利用します。 契約時において想定できない事案については協議により設計変更の対象とします。 占用物件の保護については、占用企業者により実施することを想定しています。</p> <p>②警察設備に係る費用は見積対象外です。 本事業により実施する場合は、設計変更の対象とします。</p>
5	要求水準書(案)	3 19	第1章 第2章	7 1	(2) (4)	本施設の概要 実施体制	「⑦業務実施期間が2年以上の長期に渡る業務で」とありますが業務実施期間の考え方は工事期間と維持管理期間で区別するのでしょうかそれとも本事業完了まで区別なく連続でよかったですでしょうか	維持補修業務の実施期間は、第2章1(3)に記載のとおり、事業契約締結の日から本事業の終了日までの通期となります。
6	要求水準書(案)	5	第1章	11		業績の監視	事業者の財務状況の監視について、監視対象は「SPC」との理解でよろしいでしょうか。また、財務状況の主な監視項目についてご教示いただけないでしょうか。	確認方法として、財務に関する書類、SPCの事業報告書等の書類確認を想定しています。
7	要求水準書(案)	7	第1章	11	(3)4)	小黑板情報の電子的 記入を行った写真の 納品	2行目の「・・・、1箇所の補修工事完了の祭に・・・」の「祭」は「際」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおり誤記ですので、訂正いたします。
8	要求水準書(案)	8	第1章	11	(4)	業務履行の検査等	完工確認検査、完了検査は会計法第29条の11第2項に定められる検査とあり、給付の検査と解釈しますが、4)に検査の実施内容が示されており、技術検査を伴うものと解釈できます。この場合の技術検査にあつては、工事成績評価に反映されるのでしょうか。	本事業は、工事成績評価の対象外です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
9	要求水準書(案)	9	第1章	13		関係者協議会の設置	関係協議会を設置する。と記載していますが、具体的な時期・メンバー・回数をお示し下さい。	事業契約締結後に、協議により決定する予定です。
10	要求水準書(案)	10	第1章	17		コリンズ(CORINS)への登録について	本事業においては、コリンズへの登録は求めない。とありますが、自主的な登録についても発注者の確認を行わないということでしょうか。(電線共同溝のPFI事業では、コリンズ登録を行う記載がありました。)また、コリンズへの登録を求めないことは、今回の事業が今後、他の工事の入札参加要件としての経験、実績にはならないということでしょうか。自主的にコリンズ登録を行い、発注者が確認することを認めていただける場合、取替工事業務は、完了した時点で完工検査に合格し、引き渡しが行われますので、工事完成後のコリンズ登録が可能と判断してよろしいでしょうか。	取替工事業務に関するコリンズ登録については、取替工事業務の完工確認検査の合格後に完成登録が可能です。登録事業者はSPGとなります。
11	要求水準書(案)	10 28 32	第1章 第3章 第3章	19 2 4	1) (3)4 1)	LED道路照明灯具 建設副産物(撤去品) の処分について	28ページ第3章2(3)4)2行目の「ポール内配線」と10ページ第1章19の1)の1行目の「灯具線」及び32ページ第3章4 1)の1行目の「灯具線」は同義との理解でよろしいでしょうか。	「ポール内配線」と「灯具線」は道路照明柱内の配線として同義です。
12	要求水準書(案)	13	第1章	22	(2)	時間的制約を受ける 作業	「本事業における業務の履行にあたり、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、・・・」の記述の「関係機関等」とは、どのような機関を想定されているかご教示いただけないでしょうか。	警察や他の道路管理者などを想定しています。
13	要求水準書(案)	17 18 18 18 20	第2章 第2章 第2章 第2章 第2章	1 1 1 1 2	(1)2) (2)7) (2)8) (2)9) (2)	補修工事 現地作業	17ページ(1)2)1行目の「通報」及び18ページ(2)7)1行目の「通報受信」、18ページ(2)8)1行目の「通報」、18ページ(2)9)1行目の「通報」、20ページ2(2)1行目の「通報」の受信について、住民等からの電話・メールを事業者が直接受けるのでしょうか、それとも事務所・出張所の職員から受けるのでしょうか。	「通報」は間違いです。「発注者からの指示」に訂正します。
14	要求水準書(案)	17、18 20	第2章 第2章	1 2	(2)5) (1)	夜間巡回	17ページ1(2)5)の記述で使われている「パトロール」と20ページ2(1)の「夜間巡回」は同義と理解してよろしいでしょうか。	同義です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	要求水準書(案)	17	第2章	1	(2)5)	業務の条件	「本施設が正常な状態(点灯しているか否か)であることをパトロール等により確認」と記載されていますが、点灯していることでもって正常な状態であると判定することで良いでしょうか。	点灯していることをもって、正常と判定してください。
16	要求水準書(案)	17	第2章	1	(2)5)	業務の条件	(2)5)の条文の主旨が、パトロールにおいてが点灯／不点灯の確認のみで良しとしている場合、パトロールにおいて不点灯を発見した時は状況確認を行わず後日対応(48時間以内)ということが良いでしょうか。	48時間以内に状況確認を行ってください。
17	要求水準書(案)	18～20	第2章		(4)	実施体制	主任(監理)技術者と現場代理人との兼務は認められるでしょうか。	兼務を認めます。
18	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)5)	業務の条件	「なお、パトロールの体制は運転手含め2名以上としその確認方法については問わないが、確認方法や実施予定を業務等計画書に記載し、近畿地方整備局に提出することとする。」とありますが、確認方法は道路規制などを伴わず徐行でなく通常速度による走行での目視確認で良いでしょうか。	確認方法については、本要求水準を充足することを前提に事業者にて策定・提案し、近畿地方整備局と協議のうえ決定してください。
19	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)5)	業務の条件	パトロールについて、低位置照明や歩道照明など徒歩巡視の要否が不明であり、月1回あたりの所要時間が算出できません。パトロール箇所毎の制約事項を明示していただけないでしょうか。	パトロール箇所毎の制約事項はありません。点灯確認が可能と判断した時間帯にて実施してください。
20	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)7)	業務の条件	「事業者は、業務実施体制を確保し、不点灯など本施設の不具合の通報受信、確認、点検・補修などについて、適切かつ迅速に対応すること。」とありますが、通報受信は発注者からの通報と考えてよいでしょうか。	No.13の回答をご参照ください。
21	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)7)	業務の条件	「事業者は、業務実施体制を確保し、不点灯など本施設の不具合の通報受信、確認、点検・補修などについて、適切かつ迅速に対応すること。」とありますが、通報の受信体制は365日24時間となるか、あるいはこれ以外の時間帯等となる場合は具体的な時間帯等を示していただけないでしょうか。	受信体制については、365日24時間の体制確保を求めます。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
22	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)8	業務の条件	補修工事において、不点灯などによる灯具交換や補修とについて、維持修繕年度毎の出動回数について、当初想定する数量を明示していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
23	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)8	業務の条件	「不可抗力や第三者被害等事業者の責によらない場合は、設計変更するものとする。」とありますが、既設照明(LED及び非LED)の不具合等への対応作業は設計変更の対象となりますでしょうか。	不具合対応については、設計変更の対象とします。ただし、取替工事業務として計上されているものは設計変更の対象としません。
24	要求水準書(案)	18	第2章	1	(2)8	業務の条件	「不可抗力や第三者被害等事業者の責によらない場合は、設計変更するものとする。」とありますが、既設照明(LED及び非LED)の不具合等への対応作業は設計変更の対象とならない場合は、既設照明(LED及び非LED)の過去の故障発生頻度、実績費用を示していただきたい。	No.23の回答をご参照ください。
25	要求水準書(案)	18	第1章 第2章	3 1	表1.3 (3)	本事業の業務区分 業務期間	「維持補修業務の実施期間は、事業契約締結の日から本事業の終了日までとする。」と記載されていますが、国道26号他道路照明施設維持補修工事と施工時期、施工場所は重複していないでしょうか。	令和8年3月から令和9年3月までは、国道26号他道路照明施設維持補修工事の施工時期と施工場所が重複しています。
26	要求水準書(案)	20	第2章	2	(1)	夜間巡回	「故障原因の調査及び軽微な修理等」とありますが、軽微な修理とは具体的にどのような修理かを示していただきたい。(列挙していただきたい。)	ブレーカーの再投入や通電確認等を想定しています。
27	要求水準書(案)	20	第2章	2	(2)	現地作業	4行目の「..なお、一般部照明施設の清掃については、ランプ類の取替時に..」の記載について、3ページの表1.2(本施設の構成)によると維持補修対象の照明器具は全てLEDのようですが、ランプ類の取換え作業があるのでしょうか。	ランプ類にはLEDモジュール等を含むものとします。
28	要求水準書(案)	20	第2章	2	(2)		(2)の中の段落番号の4)が抜けおります。このため、5)は4)、6)は5)、7)は6)となるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり誤記ですので、訂正いたします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
29	要求水準書(案)	20	第2章	2	(2)		1行目の「点検業務」は、「夜間巡回」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおり誤記ですので、訂正いたします。
30	要求水準書(案)	20	第2章	2	(2)1)		「出来形確認等の近畿地方整備局の立会は、巡回等によるチェックポイント方式で行うこと。」との記述は、「事業者が実施する出来形確認に近畿地方整備局が立ち会う場合には、出来形確認をチェックリストを使って巡回しながら行うこと。」との意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書(案)	20	第2章	2	(2)2)		1～2行目に「近畿地方整備局が現地作業の実施を指示するときは、その施工する種別は工事数量総括表上の種別とする。」との記述がありますが、工事数量総括表や内訳書、図面を入札公告時に公表していただけるとの理解でよろしいでしょうか。このような資料が公表されていないと本事業の見積もりが困難です。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書(案)	20	第2章	2	(2)6)		1行目の「工事打合簿」は、近畿地方整備局殿と事業者との間での指示、報告、協議、打合せに使用する書類との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書(案)	21	第2章	3	(1)2)②		「LED道路照明等については、近畿地方整備局の確認を受け合格したものを使用しなければならない。」の記述の「LED道路照明等」は①において規定されておりますので、「工事中材料」の誤記ではないでしょうか。	「LED道路照明灯具等」の誤記です。訂正します。
34	要求水準書(案)	21	第2章	3	(1)2)②	器具及び材料	LED道路照明等については、近畿地方整備局の確認を受け合格したものを使用しなければならない。と記載されていますが、道路照明等の等は誤記(灯)ではないでしょうか。	「LED道路照明灯具等」の誤記です。訂正します。
35	要求水準書(案)	23	第2章	3	(2)2)	出来形数量の提出	①「工事完成図」の作成にあたり必要となる既設照明施設の工事完成図書の図面をお借りできるでしょうか。 ②維持補修業務の対象となる全ての照明施設の工事完成図書の図面をお借りできるでしょうか。	事業契約締結後、保管している工事完成図書は貸し出し可能です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
36	要求水準書(案)	25	第2章	3	(3)1)		「LED道路照明灯具及びLEDトンネル照明灯具の据付調整。」の記述について、本事業区間のトンネル照明はLED化済みとの理解でよろしいでしょうか。なお、既設トンネル照明が非LED照明の場合であってもLEDトンネル照明器具に取り替えて補修するのでしょうか。	一部、非LED照明があります。協議により、LED照明器具への取替えを行って頂く場合があります。なお、追加施工については、設計変更の対象とします。
37	要求水準書(案)	25	第2章	3	(3)2)		「1)に伴う設備間の配線工事及び試験。」の記述について、配線工事の区間は、照明制御盤とLED道路照明灯具又はLEDトンネル照明灯具との間、プリンカーライトの配線を指すとの理解でよろしいでしょうか。	各灯具と一次側(分電盤など)との配線を想定しています。
38	要求水準書(案)	25	第2章	3	(5)1)	照明柱等の更新	照明柱の更新は、事故等による照明柱損傷の場合の建替えや別表2(道路照明一覧)の建替え予定の79灯が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書(案)	28	第3章	2	(2)4)		2行目の「照度測定」については、現地の状況から測定が困難と判断される場合については、部分的な測定により、出来る限り性能を確認することでよろしいでしょうか。	実施が困難な場合は近畿地方整備局と協議のうえ決定してください。
40	要求水準書(案)	28	第3章	2	(3)4)	LED道路照明灯具	「・LED道路照明灯具は、LED道路照明器具・LEDモジュール・LEDモジュール用制御装置で構成される。(電源ユニット・ポール内配線を含む。)」について、「LEDモジュール用制御装置」と「電源ユニット」は同義と考えられますが如何でしょうか。	一体の装置であれば、同義と考えてください。
41	要求水準書(案)	29	第3章	3	(1)7)		1行目の「連続照明用LED道路照明灯具」への取替について、LED道路照明灯具からジョイントユニットまでの配線が取替対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書(案)	29	第3章	3	(1)7)	一般事項	事前調査業務と記載されていますが、本業務で実施する場合の費用(費目・単価)はどのように計上されるか示していただきたい。また、積算根拠として、金抜き設計書(数量総括表)が入札公告で公表されるのでしょうか。	事前調査業務は準備費として、共通仮設費率に含まれます。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
43	要求水準書(案)	29	第3章	3	(1)7)	一般事項	取替工事のための事前調査の結果、制御盤(分電盤)、配電線路(配管、配線)等の取替工事の施工範囲外の部分に相当の劣化が認められ、補修の必要があると判断される箇所については、近畿地方整備局殿と協議のうえ取替工事において当該部分も補修することになるのでしょうか。その場合、当該補修については設計変更の対象していただけないでしょうか。	協議により補修対象とし、設計変更の対象とします。
44	要求水準書(案)	29	第3章	3	(1)7)	一般事項	取替工事において、照明柱の更新が79基計上されていますが、照明柱基礎が含まれるのでしょうか。基礎が含まれる場合、設置場所によっては、地下埋設物件により異形基礎や偏心基礎など特殊基礎となる場合が想定され、見積額にも影響が生じます。照明柱基礎79基の詳細な施工図は事前に提示していただけるのでしょうか。または、標準図集に基づく基礎形状による見積を行い、設計検討を含む増額分について、設計変更の対象となりますでしょうか。	照明柱基礎は、含みません。
45	要求水準書(案)	29	第3章	3	(2)2)		1行目の「工事説明会等」について、国道26号及び国道481号の11市町村内の沿線自治会に対して工事説明会を開いて住民の同意を取る必要があるのでしょうか。	工事案内ビラや工事予告看板による周知を想定していますが、事前に自治体及び出張所と調整を行い、必要と判断されれば、実施してください。
46	要求水準書(案)	30	第3章	3	(3)	業務期間	「取替工事完了期限(令和9年3月末)までにすべてのLED化対象照明の取替工事を完了すること。」とあるが、P13の「2.2(3)現道における作業の抑制期間について」には毎年3月1日から3月31日が抑制期間に指定されている。このことから実質的に3月の一か月間は取替工事は不可と考えたらよいでしょうか。	調整により3月の実施も可能です。
47	要求水準書(案)	30～31	第3章	3	(4)	実施体制	主任(監理)技術者と現場代理人との兼務は認められるのでしょうか。	No.17の回答をご参照ください。
48	要求水準書(案)	32	第3章	3	(9)2)	LED道路照明灯具の保守作業	「保守等報告書」を作成し、と記載していますが、報告書の内容をお示し下さい。また、本項は、取替工事業務及び完工確認検査に関する記載箇所であるが提出物資料の名称として「保守等報告書」で間違いはないでしょうか。	「保守等報告書」の内容については、協議により決定します。後段については、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
49	要求水準書(案)	全般					記載されている文書に近畿地方整備局の後に「提出」等が記載されていますが、その他にも「承諾」「協議」「立会」等の用語が記載されています。それぞれの用語に対する定義及び部署(所属)をお示し下さい。	電気通信設備工事共通仕様書(令和7年版)の定義に従います。 所管する部署等については、事業契約締結後に通知します。

「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業 要求水準書(案)」に関する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	要求水準書(案)	2	第1章	7	(2)	本施設の概要	①別紙2(道路照明一覧)の表中の道路照明及びブリンカライトの電圧に明示がない物については、電圧を明示していただけないでしょうか。 ②別紙2(道路照明一覧)の表中の設置区分が道路照明について照明ポールの欄が空白となっている部分について、照明ポールの形式を入れていただくか又は道路構造物に直付けの場合はどの箇所に直付けしているのか明示していただけないでしょうか。	追記した資料を入札公告時に提示します。
2	要求水準書(案)	4	第1章	10		適用基準	既設道路照明は、最新基準【「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」や「道路照明施設設置基準・同解説(平成19年度改定版)」】制定以前に整備された道路照明が多数あると想定されます。このため、最新基準により整備されていない道路照明について、最新基準を適用する場合は事業者と協議のうえ適用可能な性能項目に限定していただけないでしょうか。 なお、最新基準を全て満足させる必要がある場合は増灯が必要となる場合がありますが、そのような場合は、設計変更の対象としていただけないでしょうか。	道路照明施設設置基準を満たせない場合は、別途協議によるものとし、設計変更の対象とします。
3	要求水準書(案)	3 6	第1章 第1章	7 11	(2) (1)	本施設の概要 業務等計画書の提出について	3ページの表1.3(本事業の業務区分)と6ページの表1.3(業務等計画書提出時期)に同じ表番号が採番されています。	ご指摘のとおり誤記ですので、訂正いたします。
4	要求水準書(案)	11	第1章	21	(2)1)	交通誘導警備員の資格等	規制箇所ごとの交通誘導警備員の配置人数について、片道1車線道路では上り側及び下り側のそれぞれに1名ずつ配置、片道2車線道路では1名配置と配置人数を明確に規定していただき、しかも所轄警察署の指示により人数を増やす必要がある場合には、増員分については設計変更の対象として要求水準書にその旨を明記していただけないでしょうか。	入札公告時に提示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
5	要求水準書 (案)	12	第1章	22	(1)	施工時間	表中の維持補修業務の業務内容に「夜間作業、トンネル照明清掃作業」の記載がありますが、維持補修業務の中にトンネル照明清掃作業が含まれるのでしょうか。維持補修業務の中にトンネル照明清掃作業が含まれる場合、対象トンネル名やトンネル照明の諸元、清掃内容等について要求水準書に規定していただけないでしょうか。トンネル照明灯具の清掃にあたっては、点検時に高所作業車の使用、通行規制が必要となり、維持補修費の見積にも影響します。	入札公告時に提示します。
6	要求水準書 (案)	17	第2章	1	(1)	一般事項	8行目に「本業務の対象道路照明施設は、一般道路照明、トンネル照明、歩道照明、地下道照明、警戒灯類、分電盤類、共同溝附帯(電気)設備類とし、維持補修業務として実施する業務は、次のとおりとする。」と記述されていますが、事業者の管理範囲が照明器具の維持補修だけなのか、それもと照明制御盤や照明柱、配電線路等までを含む照明施設全般なのか曖昧です。事業者による照明施設の管理範囲を明確にいただけないでしょうか。それにより維持補修費の見積が違ってくると考えます。	本業務の対象施設は、照明制御盤や照明柱、配電線路等までを含む照明施設全般です。 入札時に計上する内容については、入札公告時に提示する数量総括表を確認してください。
7	要求水準書 (案)	17	第2章	1	(1)	8行目	8行目から「本業務の対象道路照明施設は、一般道路照明、トンネル照明、歩道照明、地下道照明、警戒灯類、分電盤類、共同溝附帯(電気)設備類とし、維持補修業務として実施する業務は、次のとおりとする。」との記述がありますが、分電盤類、共同溝附帯(電気)設備類の維持補修内容を示していただけないでしょうか。それにより維持補修費の見積が違ってくると考えます。	入札時に計上する内容については、入札公告時に提示する数量総括表を確認してください。
8	要求水準書 (案)	18	第2章	1	(2)6)		「事業者は、近畿地方整備局から照度など性能の確認を求められたときは、現地においてその性能を確認し、「性能確認報告書」により近畿地方整備局に報告すること。」との記述について、交通規制を伴う照度測定なのか否か、年間の実施回数や実施箇所数が不明であり、維持補修費の見積が困難です。このため照度測定では交通規制を行わず部分的な測定でよいのか否か、年間の想定件数・想定箇所数を明示していただき、想定件数・想定箇所数を超過した場合は設計変更の対象としていただけないでしょうか。	入札時は、本項目による照度測定の実施を想定していません。 本項の照度測定は、近畿地方整備局の指示により実施するものとし、その費用については設計変更の対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
9	要求水準書 (案)	20	第2章	2	(2)	現地作業	1～3行目の「点検業務の結果や通報により判明した不具合で、交通に支障となっている器材等の撤去や現地での灯具の清掃などにより当該不具合が解消する補修を伴わない現地作業とし、…」の記述の中に「現地での灯具の清掃などにより当該不具合が解消する補修を伴わない現地作業とし、」と記述されるにもかかわらず4行目では「なお、一般部照明施設の清掃については、ランプ類の取替時に器具内面及び外面清掃も併せて必ず実施すること。」と相矛盾する内容の記述があります。	本項は、現地作業の定義を説明しているのではなく、現地作業として実施する内容を規定しております。
10	要求水準書 (案)	21	第2章	3	(1)2)③	設置完了時の性能に関する確認	既設道路照明は、最新基準【「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」や「道路照明施設設置基準・同解説(平成19年度改定版)」】制定以前に整備された道路照明が多数あると想定されます。このため、最新基準により整備されていない道路照明について、最新基準を適用する場合は事業者と協議のうえ適用可能な性能項目に限定していただけないでしょうか。 なお、最新基準を全て満足させる必要がある場合は増灯が必要となる場合がありますが、そのような場合は、設計変更の対象としていただけないでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
11	要求水準書 (案)	23	第2章	3	(1)7)④		1行目の「別途指示する美化照明柱の塗装は…」の記述について、照明柱の建替えは既設柱(美化柱、八角柱)と同じもので建て替えるとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、見積価格に影響しますので、入札公告時に既設柱の色や材料、形状、寸法等を明示した図面等を公表していただけないでしょうか。	入札公告時に提示する資料にて見積してください。提示されていない維持補修業務については、見積対象外です。
12	要求水準書 (案)	27	第3章	1			別表2(道路照明一覧表)の表中の変換アダプタ(新規)に○印が付いている箇所の変換アダプタの見積もりのために入札公告時にアダプタの色や材料、形状、寸法等を明示した図面等を公表していただけないでしょうか。	入札公告時に提示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
13	要求水準書 (案)	28	第3章	2	(2)3	設置完了時の性能に関する確認	既設道路照明は、最新基準【「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月)」や「道路照明施設設置基準・同解説(平成19年度改定版)」】制定以前に整備された道路照明が多数あると想定されます。このため、最新基準により整備されていない道路照明について、最新基準を適用する場合は事業者と協議のうえ適用可能な性能項目に限定していただけないでしょうか。 なお、最新基準を全て満足させる必要がある場合は増灯が必要となる場合がありますが、そのような場合は、設計変更の対象としていただけないでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
14	要求水準書 (案)	28	第3章	2	(3)4	LED道路照明灯具	①「灯具色は、『グレー』・『ダークブラウン』・『ダークグリーン』・『ダークベージュ』を標準色として、…」との記述について、これら4色を標準色と設定された根拠をご教示していただけないでしょうか。 ②「グレー」、「ダークブラウン」の一般的に使用されている塗装色を標準色としていただけないでしょうか。「ダークグリーン」や「ダークベージュ」は特別注目の塗装色となりLED道路照明灯具のコストが高くなります。道路照明灯一覧には塗装色の指定が無いため見積もりの適切な算出が困難となります。	①訂正します。 標準色は、「ダークブラウン」と「グレーベージュ」です。 ②「ダークグリーン」や「ダークベージュ」を使用する予定はありません。
15	要求水準書 (案)	29	第3章	3	(1)4		①近畿地方整備局殿が管理されている道路照明台帳等で既設道路照明灯のルーバー装着の数を明示していただき、現地調査の結果、その数量に違いがある場合はその分について設計変更の対象としていただきたい。 ②LED道路照明灯具の配光特性の調整だけでは、ご指定の範囲の遮光が出来ない場合やルーバーを取り付けていることで地元からのクレームの抑制につながる場合があります。このためルーバー取付について設計変更の対象としていただけないでしょうか。 なお、LED道路照明灯具への取替完了後のルーバー取付は時間・コストが余計にかかるので極力避ける必要があります。このため当初からルーバー付きでの取り替えをお願いできないでしょうか。 ③ルーバー付きの既設道路照明灯の遮光範囲の情報は近畿地方整備局殿からご提供いただけないでしょうか。遮光範囲について、施工前後の近畿地方整備局殿等による立会はあるでしょうか。	①②ルーバーの数量を記載した資料を入札公告時に提示します。数量に増減が生じた場合は、設計変更の対象とします。 ③遮光範囲については、現地調査等により確認をお願いします。必要に応じて協議願います。